

大分市まちづくり自治基本条例の 見直し等に関する提言（案）

平成28年11月29日

大分市まちづくり自治基本条例検討委員会

目次

1	はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	条例改正の必要性について	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	条例の運用面について	
	（1）条例全般にわたって	・ ・ ・ ・ ・ 2
	（2）基本理念及び基本原則について	・ ・ ・ ・ ・ 2
	（3）市民、議会及び行政の役割、行政運営について	・ ・ ・ ・ 3
	（4）市民参画等について	・ ・ ・ ・ ・ 3
	（5）まちづくりの推進について	・ ・ ・ ・ ・ 4
4	おわりに	・ ・ ・ ・ ・ 4
	【委員名簿】	・ ・ ・ ・ ・ 5

1 はじめに

「大分市まちづくり自治基本条例」は、大分市の最高規範として、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定めた条例として、平成24年4月1日に制定された。本条例では、「5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずる」こととされていることから、各界各層からなる市民の視点から規定の検討を行う機関として、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会が平成28年7月25日に設置された。

本条例が制定されて5年が経過しようとするなか、委員からは、本市を取り巻く社会経済情勢を勘案しつつ、それぞれの立場でこれまでまちづくりに関わってきた経験や思いに裏打ちされた多くの意見が出され、その内容を踏まえ、提言としてまとめたものである。

この提言が、本条例に掲げる自治の基本理念としての「市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくり」に、今後、大いに寄与することを期待する。

2 条例改正の必要性について

本委員会では、「大分市まちづくり自治基本条例」の趣旨に沿った市政運営がなされているかという視点を中心に、本条例に関連する各種条例、制度、事業等の運用状況について検証を進めてきた。

その結果、本委員会では、運用面において創意工夫が必要な部分があるものの、条文そのものの修正は不要との結論に至ったところである。

３ 条例の運用にあたって

（１）条例全般にわたって

本条例の検討にあたって実施した市民アンケートの結果、本条例を「まったく聞いたことがない」と回答した市民が過半数を占め、市民への周知が不十分である実態が浮き彫りになった。

市民の積極的なまちづくり活動への参加にあたっては、自治やまちづくりの基本的なルールを定める本条例が、全ての市民に理解され、共有されることが前提である。こうしたことから、市報やホームページへの掲載をはじめさまざまな手段を講じた広報を行うとともに、地域や学校、企業などへ市の職員が外向き説明会などを実施することにより、本条例の趣旨に基づくまちづくりへの理解を促進するなど、あらゆる機会をとらえて周知徹底を図ることが重要である。

また、その際は、本条例制定の意義である「わたしたち大分市民は、互いに人権を尊重し、ともに考え、行動し、豊かな自然環境と平和で幸せな暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくこと」の趣旨を明確に伝え、市民と共有する必要がある。

（２）基本理念及び基本原則について

第３条において「市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする」と規定しているが、「まちづくり」という言葉自体の定義には、市民によっていろいろな考え方があり、広義の意味がある。さらには、身体的、経済的理由などによりまちづくりへの参加が難しい人々も存在している。

こうしたことを踏まえ、全ての市民に対して基本理念の趣旨を明確に伝えていく必要があるとともに、この基本理念の実現に向けて、市民がそれぞれの立場で主体的にまちづくりに参加できるよう配慮することが必要である。

（３）市民、議会及び行政の役割、行政運営について

市議会もまちづくりの大切な役割を担っていることから、市議会と地域の関係をまちづくりに活かすためにも、市民、議会及び行政の役割についての理解が促進されるよう積極的に広報するとともに、本市のまちづくりのために、それぞれが一体となった取組を引き続き進めていく必要がある。

また、市の職員には、行政サービスの提供だけではなく、進んで自分の居住する地域のまちづくりに参加し、リーダーシップを発揮することが求められており、そうした環境づくりをとおして地域のまちづくりを支援していくことも重要である。

（４）市民参画等について

市の内部検証の結果、重要な政策等の立案に際し実施するパブリックコメント意見数が条例施行前から大幅に減少している状況があり、本条例に規定されている「市民意見の聴取」に関する取組については必ずしも十分とは言えないと思われる。

市の行政運営に係る重要な政策の立案にあたっては、広く市民の意見を聴取して進めるべきであり、市民主体のまちづくりを行う上で、その実効性を確保する根幹をなす取組であることから、市民意見の聴取に向けた効果的な手法を講じる必要がある。

また、地域レベルに目を移すと、自治会や町内会の活動に参加する市民は限られており、さまざまな個人的理由やまちづくりに対する無関心などの課題があり、市民参画は決して十分とは言えない状況にある。

行政は条例の積極的な周知に努め、市民のまちづくりへの関心を呼び起こすとともに、条例の運用にあたっては、まちづくり活動に関する情報提供を積極的に行い、市民がそれぞれの立場に応じて参加できる環境を整えるなど、条例を実効性のあるものにしていく知恵を絞っていくことが重要である。

(5) まちづくりの推進について

地域でのまちづくり活動については、前述のとおり「まちづくり」の定義やその推進などについて、市民に広く理解され共有されなければ、市民参加は進まず、地域のリーダーがいくら訴えても地域住民の協力を十分に得られないことから、行政による広報や周知活動が市民のまちづくり活動のきっかけになるような取組を進めるべきである。

こうしたなか、都市内分権の具体的な取組として、校区に支払われているいくつかの補助金を統合し、使途に地域の裁量権を認めて交付する「地域づくり交付金モデル事業」が一定の成果を上げていることから、今後、交付対象校区の追加や新たな制度設計等、さらなる制度の充実を期待している。

しかしながら、その取組の推進に当たっては、それぞれの地域の特性やそこに住んでいる市民の実情は千差万別であることから、行政がこうした特性に十分配慮して進めていくことが必要である。

さらに、まちづくりの推進については、さまざまな団体との連携が必要となっているが、近年、NPO法人で活動している市民も多くなっており、このような団体の意見も積極的に取り入れながら地域活動の取組を進めるべきと考える。

4 おわりに

本市を取り巻く社会経済情勢は、刻々と変化していると言える。そのため、本条例の規定が常に時代の流れに沿った内容に保たれるよう、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、見直し等の必要な措置を講ずることとなっている。

こうしたことから、本条例の実効性を確保するためには、本条例に基づき推進する各種施策を適宜評価、検証することが大変重要であると考えている。

今後も、本条例に掲げる自治の基本理念である市民主体のまちづくりを、市民、議会及び行政が一体となって推進することにより、市民の幸せな暮らしが実現することを希望する。

【委員名簿】

	氏 名	所 属 等
委員長	奥田 憲昭	大分大学名誉教授 日本文理大学経営経済学部教授
副委員長	廣瀬 惇子	大分市民生委員児童委員連絡協議会副会長
	阿部 俊作	大分市社会福祉協議会常務理事
	荒金 一義	大分市自治委員連絡協議会会長
	板場 奈美	大分県建築士会女性委員会会員
	小原 美穂	大分商工会議所会員
	葛西 満里子	N P O法人緑の工房ななぐらす理事長
	鳥居 登貴子	大分市消防団女性分団副分団長
	姫野 敏朗	一般公募市民
	分藤 貴弘	大分市P T A連合会会長
	宮町 良広	大分大学経済学部教授
	藤田 敬治	大分市議会総務常任委員会委員長
	宮邊 和弘	大分市議会総務常任委員会副委員長
	玉衛 隆見	大分市企画部長
	伊藤 真由美	大分市市民部長
	江藤 郁	大分市福祉保健部長